

戸籍・住民基本台帳の窓口での 「本人確認」が法律上のルールになります



戸籍・住民基本台帳は、皆さんの個人情報に記載されている大切なものです。このような証明は、他人に不正に取得されないようにしなければなりません。また、他人が虚偽の届出をすることにより、真実でない記載がされることのないようにしなければなりません。

市では、平成18年11月1日から「本人確認」を行っていますが、平成20年5月1日からは法律で定められました。

戸籍法の一部を改正する法律（平成20年5月1日施行）
住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成20年5月1日施行）

戸籍・住民票の写しの請求や届出をするときは・・・

窓口に来られた人は、写真付きの本人確認書類（運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなど）で、確認します。

代理の人は、さらに、委任状などの書面で代理権限も確認します。

同一世帯以外の人から、住民票の写しを請求するときにも委任状が必要です。

詳しくは、市民課または各支所市民サービス課にお問い合わせください。

問い合わせ 市民課 73-3005



国民年金のお知らせ



年金個人情報の定期的な通知(ポイント制)

若い世代に、将来の年金給付を実感してもらえるように、保険料納付実績を点数化して表示する仕組み（年金個人情報の通知、ポイント制）を導入しました。

被保険者に保険料納付実績や年金見込み額という年金個人情報の定期的な通知を行います。

離婚時の厚生年金の分割制度が 4月1日から変わりました

3号分割制度の導入

3号分割制度は、下の条件に該当した場合に、国民年金の第3号被保険者であった人からの請求で、平成20年4月1日以後の相手方の厚生年金の保険料納付記録を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

この制度により分割される記録は、「平成20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の保険料納付記録」に限られます。

- 条件**
- ・平成20年4月1日以後に、離婚した場合など。
 - ・平成20年4月1日以後に、国民年金の第3号被保険者期間があること。

また、3号分割制度の対象とならない婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録については、合意分割制度（平成19年4月1日からの実施）の条件に該当する場合は、合意分割制度に基づき分割することができます。

問い合わせ 香川社会保険事務局善通寺事務所給付課 0877-62-1661

「ねんきん特別便」のお知らせ

3月末日までに「ねんきん特別便」が届いていない人には、随時送付されます。今一度、ご確認下さい。

- ・年金を受給している人...4月から5月
- ・年金に加入している人...6月から10月

問い合わせ

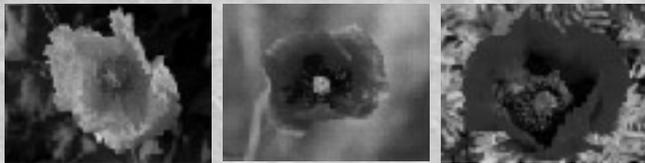
ねんきん特別便専用ダイヤル
0570-058-555

薬物乱用防止に ご協力を!

香川県より任命された麻薬・覚せい剤・シンナー渦対策推進委員は、高瀬駅でのキャンペーンを始め、市内各所のイベントなどで薬物乱用防止の啓発活動を行っています。

また、法律で栽培が禁止されているケシの仲間が生えていないか監視したり、駆除する活動を行っています。

次のようなケシを見つけた人は、健康課または各支所市民サービス課へご連絡ください。



ケシ(ソムニフェルム種) アツミゲシ(セティゲルム種) ハカマオニゲシ

ケシの見分け方

種類	葉の特徴	花
ケシ (ソムニフェルム種)	ふちが不規則な ぎざぎざ	大きさ8-12cm 色は赤、桃、紫、白など
アツミゲシ (セティゲルム種)	ふちが不規則な ぎざぎざ	大きさ6-8cm 花びら4枚 色は薄紫、赤など
ハカマオニゲシ	鳥の羽のような 切れ込みがある	大きさ9-12cm 花びらは4-6枚 色は深紅

問い合わせ 健康課 73-3014

児童手当の手続きは お済ですか?

児童手当とは

対象者 12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している人
所得制限があります。

月額 ・3歳未満は、1万円
・3歳到達の翌月から第1子・第2子は、5千円
・第3子以降は、1万円

支給時期 年3回(2月・6月・10月に前4カ月分を支給)

支給を受けるには

申請期間 出生・転入などから15日以内

申請先 子育て支援課または各支所市民サービス課
公務員は勤務先へ申請してください。

必要なもの ・厚生年金などの加入者...「健康保険証の写し」
・転入した人.....「所得証明書」
・市外に対象児童がいる人...「住民票謄本」

前年度所得制限で受けられなかった人は、5月中に申請してください。



問い合わせ 子育て支援課 73-3016

新所長 藤川豊明
4月1日付人事異動で、青井所長の後任となりまして藤川です。
三豊市における健全育成・非行防止・少年相談活動等、微力ではありますが、一生懸命努めさせていただきますので、今後ともよろしくお願い致します。
新専門補導員 宮崎史郎
中学校教育38年間の職務を終え、この度少年育成センターでお世話になることになりました。微力ではあ

4月の人事異動にともない、2人の転出入がありました。新しく着任した職員のご自己紹介を掲載します。
地域の皆さまに知っていただき、一日も早く地域に根ざした活動ができるように努力していきます。今後とも、ご支援・ご協力をお願い致します。

少年育成センター

一般用	62-1115
少年相談	62-1116

りますが、子どもたちの健全育成活動に努めてまいりたいと思います。市民の皆さまのご協力をいただきながら、補導育成活動や通報受理等を通して、明るく住みよい町づくりを目指したいと思っております。よろしくお願い致します。

近年、さまざまな面で環境が大きく変化し、生活環境も大きく変わってきてきました。このような中、大きなうねりに流されることなく、主体的に生きてほしいと願っています。
現在、子どもたちの健全育成や安全安心活動等に、多くの市民の皆さまにご協力いただいています。この活動にも後押しされながら、子どもたちは健全に、そして、すくすくと育っていると幸いです。

今後とも、子どもたちの健全育成へのご支援・ご協力をお願い致します。また、当センターおよびその諸活動につきましても、よろしくお願い致します。

《少年相談コーナー》
「心子救」
相談電話
62-1116
気軽に相談を!